○５番（福永　啓君）　被災者の生活再建について及び都市計画等、地震後の町のあり方について質問いたします。

御船町に未曾有の被害が生じました熊本地震が発生し早２年が過ぎました。道路等復旧も進み、地震の傷跡は表向き目立たなくはなってきていますが、中山間地の農地をはじめ、今から復旧を進めていく部分も多々あります。復旧はいまだ道半ばの状態です。今後復旧を加速し、御船町が創造的復興をなし遂げるためには、緊急かつ重大な大きな課題が幾つかありますが、その１つが仮設住宅です。みなし仮設住宅にお住まいの方々、また在宅で避難生活を続けていらっしゃる方々など、被災者の方々の生活再建であることは言うまでもありません。被災者の方々の現状はどうなっているのか、生活再建を果たしていただくための課題は何か。これらの課題に町としてどう対応するのか、お聞きします。

また、御船町都市計画マスタープランが策定されてから15年経ちますが、昨今の土地開発及び熊本地震を経て町の姿も随分変わりました。大型商業施設誘致を含め、御船町の創造的復興をなし遂げるためには、地震後の町のあり方の基本計画でもあります都市計画マスタープランの改訂が急務であると思います。このことは再々議会でも議論されたところであります。

今議会におきまして、都市計画マスタープラン改定に関する予算が計上されましたが、用途指定見直し、下水道全体計画や公共交通網再編を含め、どのような観点でどのように

都市計画を見直すのかお聞きします。

個別の質問は質問席より行います。

○町長（藤木正幸君）　福永議員の質問、１、被災者の生活再建について、お答えいたします。

熊本地震後、災害、建設型仮設住宅に419戸、1,096人、みなし仮設住宅に384戸、997人、計803戸に2,093人の方が避難生活を送られていましたが、平成30年５月末まで、建設型仮設住宅120戸、335人、みなし仮設132戸、366人、計252戸、701人の方々が生活再建され、退出をされています。

平成30年５月末現在、建設型仮設住宅330戸、814人、みなし仮設住宅274戸、685人、計604戸、1,499人の方がいまだに仮設住宅での生活を余儀なくされています。仮設住宅は一応２年間となっており、建設型仮設住宅では、平成30年６月から11月にかけて、みなし仮設住宅では、平成30年４月から順次供用期間の満了を迎えています。供用期間内に建設型住宅及びみなし仮設を退居される世帯は、おおよそ100軒程度と予想しています。

次に、在宅避難者につきましては、軒先避難者として８件を把握しており、地域支え合いセンターによる定期的な訪問を実施し、状況把握を行っています。その他、地域支え合いセンターの取り組みとして、平成30年３月までに民生委員と連携し、町内全世帯の訪問を実施しました。生活支援が必要な世帯については、福祉課、健康づくり支援課及び社会福祉協議会などと情報を共有し支援しています。

安全な恒久住宅への移行を促進するための課題につきましては、災害公営住宅の早期建設、木造仮設住宅の利活用等が挙げられます。課題解決について、災害公営住宅につきましては、整備計画戸数100戸を予定していますが、まずは木造仮設住宅の残存戸数等の調整により、地域性を考慮した整備に努める必要があります。

また最近では、被災家屋の滅失、連帯保証人や敷金の取り扱いなど、災害公営住宅への入居要件緩和が問われている状況です。被災者の再建を加速する上で、関係自治体との調整を図っていくことが必要となっています。

また、仮設団地では、近隣とのトラブルや生活支援が必要な発達障害者や精神障害、認知症などの要援護者が存在しています。被災者支援担当者会議等を通じ対応を検討、支援しています。被災者の恒久住宅へのスムーズな移行のため、熊本県住まい対策室社会福祉係、包括支援センター復興推進係、住宅係、御船町地域支え合いセンターが連携し、再建に向けて、個別の状況を把握し、共に必要な支援の洗い出しを行っています。今後、個別

に質問し、その人の必要な支援を行っていく予定としております。

２、都市計画等、地震後の町のあり方についてお答えいたします。

現在の都市計画マスタープランは、平成15年３月に策定し、既に15年以上が経過しています。その間に、国道443号、445号が開通し始め、都市計画シンボルロード線や小池高山インターチェンジの供用開始もあり、インフラ状況が大きく変化しています。そのため、土地利用の可能性や需要が高まる一方で、人口減少や産業構造の変化を起因とする社会変化が起きているため、早急な計画の見直しが必要となっています。

昨年度、おおむね５年ごとに実施しました都市計画基礎調査において、人口、産業、土地利用、交通などの現状及び将来の見通し等を把握しました。本年度、その調査結果を解析を実施し、現行の用途地域の見直しを行います。さらに、現状としては、御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジ周辺等の活用ができていないということも観点に入れながら、検討してまいります。

また、平成28年４月に発生した熊本地震により甚大な被害に見舞われた本町では、早急な復旧・復興を目指す中で、震災前よりも発展を遂げた創造的復興が求められており、これらの土地利用の基点を踏まえるとともに、住民の意見を取り入れた町マスタープラン改正及び用地・用途地域の見直しを考えています。

次に、下水道整備について。将来にわたって快適で住みやすいまちづくりを進める上で、家庭等の水質悪化が懸念されるため、これを改善する下水道は生活基盤施設として不可欠です。そこで、下水道事業の整備を行うための話は、御船町下水道等整備基本構想に基づいて、長期的な視点から検討を行い、計画的、効率的に整備を進めてまいります。

公共交通網の整備については、御船町人口ビジョンでは、2025年に65歳以上の人口の割合がピークを迎えます。65歳以上の人口が増えるということは、将来自家用車の運転ができなくなる住民の増加が予想され、運転ができない住民の移動手段を確保するための公共交通網の整備は、将来に向けた町の課題であります。

御船町において、交通弱者の救済という観点から、公共交通網を整備していく必要があると考えます。課題を解決するには、バス路線の増、デマンドタクシーの導入、自家用有償運送など、さまざまな機関が考えられますが、的確にニーズを把握した上で、町の財政負担を考慮しながら進めていく必要があると考えます。

その他詳細については、担当課長より答弁させます。

○５番（福永　啓君）　まず、既に１番、ピーク時には700人ですね、生活再建を果たされ、みなし仮設及び仮設住宅から転居されている確認等があったんですが、どのような住宅に戻られたのか。その方が取られたのかということです。自宅を再建されたのか、それからアパートに行かれたのか、県外に出られたのか、そのあたりの状況をお聞かせください。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

既に退所された世帯の再建先で、最も多かったのは自宅再建で、建設型仮設住宅は109件、みなし仮設住宅は101件となっています。次に多いのが民間賃貸住宅の再建で、建設型仮設住宅は５件、みなし仮設住宅は15件となっております。仮設供用期間内に退居予定の方については、建設型仮設住宅は、自宅再建が大半を占めている状況になっており、みなし仮設住宅は自宅再建と民間の賃貸住宅が多くを占めております。

また、すべての方が震災前の場所に戻ったわけではありません。新たな場所に再建された方もいらっしゃいます。

○５番（福永　啓君）　それでは、今既に一応生活再建を果たされた方についての状況だったんですが、今後、１年を延長せざるを得ず、１年で済まないとは思っています。現在のみなし及び仮設を取られた方々、その方々は、どのようなお住まいについての住まいだったのか。またその方々は、今後、どのような住居で生活再建を果たそうと希望されているのか。そのあたりは把握していらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

１年間の供用期間延長を余儀なくされている方の再建について、建設型仮設住宅とみなし仮設住宅とともに、災害公営住宅と自宅再建が多くを占めている状況です。

○５番（福永　啓君）　それでは、そういう８割、９割と、そういうふうに認識してよろしいですか。そして、その数は大体半々ぐらいという感じなのでしょうか。ちょっとわかれば。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　議員のおっしゃるとおり、大体災害公営住宅と自宅再建、大体半々ぐらい、災害公営住宅が大きいかもしれないですが、大体半々ぐらいだと思います。

○５番（福永　啓君）　それで、みなし仮設は、町である程度把握はできていると思いますが、在宅避難者、在宅被災者とも言いますが、そのような方々について、生活再建、これまでどのようになされて、また今後どのようにして果たされようとしているか。また在宅、生活再建の見通しといった場合、そのあたりはいかがでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君）　お答えします。

震災によって避難所が設けられますが、その避難所に場所が確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って、避難生活をした方々がおられます。また、時が経ち、被災者の生活場所が避難所から仮設住宅に移ってからも、仮設住宅には引っ越さず、自宅での生活を続けた方たちを在宅被災者と呼ぶと聞いております。

そもそも在宅避難者の定義が定まっていないのが現状です。在宅避難者として自宅を改修し、小屋等を改修し、軒先で避難をされている８世帯を把握しています。地域支え合いセンター及び定期的な訪問を実施し、状況把握を行っています。

また、半壊のり災が確認された老朽化した町営住宅にお住まいだった34世帯のうち、９世帯の方が町営住宅からの住み替えを拒否されて、そのままお住まいです。在宅の見守り対象世帯は民生委員の通常の活動を通して把握が行われています。

在宅におられる方々の生活再建の見通しについては、正確に把握していないのが現状です。

○５番（福永　啓君）　在宅避難者、在宅被災者とも言われる方々です。これは今まであまり言われてこなかった。東日本大震災では初めて大量に言われた被災形態だと言われています。災害救助法や災害対策基本法でも直接想定されていない被災形態があったために、これまでは国にも被災自治体にも、このような方の声が届きにくかったのではないかと思います。

今回、熊本地震では、益城町においては日本財団が６月ぐらいに、震災後２カ月後ぐらいに、この在宅避難者に特化した調査を行っています。そしてまた、今回、今年の４月時点で、新聞報道でありましたとおり、益城町においては548世帯の方が在宅避難状態にあるという新聞記事も出ておりました。御船町においては、非常に、今把握されている数は少ない。これはとても不安なんですよ。もしこれだったら、御船町はすごい成功事例だと思います。在宅避難者がいないとして、ちゃんと把握している。しかし、ここにどこかに漏れているところが何かあるんではないかなというのが、非常に不安なんです。

国では、今このでっかい地震、今度の大阪でもそうです。でっかい地震があったときに、避難所に行かんでくれということを言い始めているんです。避難所に行ったらパンクしちゃいますから、自宅で何とか在宅、外とかで避難を続けてくれと。そして、そういうことがやっと行政プログラム等で、総務省でもこういうことを基本的に検討してくださいよ、そういう話し合いもたびたび出ております。

この間宮城のテレビ局で、東日本ですから７年後ですよ、７年後にテレビ局で、在宅避難者の番組ができたんです。それを見た当時の前市長の方ですが、一生懸命対応されていた方ですよ。その方が、「私は、ここだけは、これを見過ごしとった」というふうに、反省の弁を述べておられました。もう既に、７年前です。ただ７年前でもこういう事案が、東北では起きているんです。

だから、こういうことがまずあるということを、私は今日強く申し上げたいんです。在宅避難されている方が、御船町にも、今把握しているのは少数なんですが、もしかしたらもっといらっしゃるかもしれませんよ。そういう方に対しても、同じように目を向けていかなければならないと思います。

それについては、事前に、東北のさっきの事例についても、東北でどういう調査、在宅避難者のどういう調査が行われたかということについても、担当の課長に事前に資料は実はお届けいたしました。質問をするに先立って。それについて、町としても、これでどうするべきかという検討を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君）　お答えします。

平成28年11月に、第７期の介護保険事業計画策定のために65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者4,821人を対象に、健康と暮らしの調査を実施しました。震災の影響調査も行っております。抑鬱人の多い地域では、笑いの頻度が低い人が多い傾向が明らかになりました。笑いの頻度が低く、抑鬱の多い傾向にあった地域に対しては、精神面の支援が必要であります。リスクの高かった地域の方と話し合いを始めております。週１回の通いの場づくりや地域の支え合いの経験を行っていきます。

また、在宅の見守り対象者世帯については、民生委員の通常活動を通して、また地域見守りネットワーク事業等を通して把握を行っていく予定です。

○５番（福永　啓君）　そのような活動のときに、地域の方々に対して、やはり課長も直接向き合うことがあると思います。その中で、実は東北ではこんな問題があったんですよ。こういう問題があるんですよということを、多分民生委員の方々も直接御存じではないかもしれません。在宅避難者という言葉、在宅被災者という言葉すらですね。そういう問題が今ある。そして７年目の東北にしてもそういうことがあるということです。ぜひお伝えしていただいて、そして、こういう可能性があるということを把握した上で、今既存の計画に則った、そういう事業を進めていただければ、もしかしたら出てくるかもしれません。

出てこないことを私は祈りますよ。しかし、そういうことがあるかもしれないので、よろしくお願いいたします。

被災当時、避難所に避難された方は大変多かったです。しかし、どっちかといえば、実は避難所に行っとらん人が、これは圧倒的に数からすれば多かったんです。その方には情報がやはり届きにくかった。比較的自立できる方々が避難所に行かれなかったものですから、サイレント・マジョリティといいますか、静かなる多数派となっています。ところがこの方が自立して、生活再建を既にして、そこに残っていった方が、もう本当に弱い方々、しかも、町に対して積極的にアプローチのできない方とか、サイレント・マイノリティみたいになってしまったものですから、可能性があるのではないかと、これを、一番私は危惧するところでございます。

もう、みなし仮設も仮設も、そして在宅被災者も、これが皆さんがどこにどういう、形態で避難されようとも同じように、その方に応じた対応ができること、その対策をとっていただきたいと思うんですが。今は少なくともみなし仮設、仮設につきましては、今後１年延長せざるを得ない方々は、今から家に住替えたいが、またそれを待っている方々。それと、復興住宅に対して、待たざるを得ないという方々、そういう方がありました。

それらの課題、それはどのような解釈をとっていったら、できるだけ早く、一番、生活再建を図っていただけると思われますか。

○福祉課長（西橋静香君）　お答えします。

スムーズな生活再建を阻んでいる課題としましては、議員が言われましたように、建設資材の高騰や人手不足等による坪単価がはね上がっていること。高齢者で自宅再建の資金を銀行から借りられない。高齢者や障害等で生活再建に向けての手続きが進められない。民間賃貸住宅を探しているが、保証人がおらず、入居審査が通らない。災害公営住宅の入居要件に該当しない。再建意欲がないなどの課題が上がってきております。

対策として、熊本県の住まい対策室、復興推進係、住宅係、社会福祉係、地域支援、地域支え合いセンターで、いかに仮設住宅入居者の方を一日も早く住まいの再建に導くか、再建可能性の区分分けを現在行っております。順調に再建が進んでいる方、Ｂ、再建が進んでいる方、Ｃ、再建が進んでいない方、Ｄ、再建の見通しが立っていない、この４区分にケースを区分しております。

再建が困難な方のケース検討会議を開催し、個別の事情に応じて、住まいの相談員や生

活再建困難者支援員などの相談員も活用して、伴走型の個別支援をしていく予定です。

○５番（福永　啓君）　その中で、自宅を再建したいと、例えば大工さんが高い、建築業界が高い、こういうのに対して、町はたしか的確な支援ができるのかどうか。大工さんを誰か探しに行くのとか､県外から連れて来るとか､そういうことが果たしてできるのかどうか。大概、今半分ぐらいですよ、仮設に住んでいらっしゃる方は。でも、その方々は、今後の理由でなかなか出ていかれない。だから、それも町ができる範囲のことが１つになると思うんですが、木造仮設です。この有効利用の観点から、木造仮設を、仮設として供用を終わったところから、その民間の被災者の方々の生活再建に、何とか役立てることができないものでしょうかね。再利用できませんか。いかがでしょうか。そういうお考えはありませんか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

今、木造仮設の再利用というか利活用ということだと思いますけれども。まず、それに対しましては平成29年度に開催されました木造仮設利活用検討委員会におきまして、協議を行っていただきましたけれども、平成30年３月、答申をいただいております。

町としては、その答申に基づきまして、今地権者と土地交渉や関係機関との協議をされているところであります。またそれ以外の被災者の生活再建を含めた木造仮設住宅の有効利用、これはぜひ図っていきたいと考えております。

○５番（福永　啓君）　やはり仮設です、この無料の住宅、これを長期間延長するというのは、逆に生活再建においては、ある世帯にとっては障害になっている。生活再建の障害になっている可能性が高いと私は思うんです。被災者の方が一日も早い生活再建をなし遂げられるように、一般と、同じにということではないんです。その方の事情に応じたのを後押ししながらできる方もいらっしゃいます。それと、手続きから、何から何からやらないとできない方というのもいらっしゃいます。そういう個々の事情に応じた、できますなら支援をお願いしたいと思います。

町長、生活再建のですね。これで終わりたいと思うんですが、生活再建に関する考え方、お聞かせ願いますか。

○町長（藤木正幸君）　町としましても、やはり建設型仮設住宅及びみなし仮設住宅にお住まいの方々に対して、仮設住宅の延長期間というのは、ある程度決まっています。だから、それを延ばしていただくような努力をしていかなくてはいけないと思っていますし､また、

ここに入らない方々の支援です。もしこれから期日が来たからといって、では何もできない方々に出てくださいというわけにはいかないから、そういった方の支援をどういってするかというのを今県ともども考えているところであります。知事、最後の一人、生活ができるようにやっていきますというお言葉を知事からいただいております。それについて、私たち町としても、最後の一人まで生活再建ができる、住むところを確保するということに頑張ってまいりたいと思っています。

○５番（福永　啓君）　ぜひ、あと１年の延長です、延長はありましたけれども、あと１年の延長、これは建設計画からすれば避けられない状況があるかなと思います。一人一人の、取り残されない形で、必ず確保、支援先の確保ができるような形でお願いしたいと思います。

続きまして、都市計画マスタープランの改正ですが、町として、まず大まかにどのような方向性で進めているか、用途地域の見直しを含めてです。先ほどちょっと説明がありましたが、全体像をもう少しわかりやすく御説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君）　現行の都市計画マスタープランは平成15年３月に策定をされて、15年が経過しております。町長の答弁にありましたように、国道443・445号、それからシンボルロード、それから小池高山インターチェンジの供用開始もありまして、町中の用地は、以前より大きく変化をしております。昨年度実施しております人口、産業それから土地利用の延長などの調査をいたしました。土地計画基礎調査から流用をしております。まずは、この調査結果を解析をして、現行の用途地区には見直しを図りたいというのが１つです。

それから、御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジの活用も視野に入れながら今回の都市計画の改善を進めていきたいと考えております。ここ町だけで考える改定ではなくて、住民意向調査や当該の検討委員会、それから地区別の懇談会を開催して、住民の意見を取り入れた町のマスタープランの改定と、そういうふうに用途地域の見直しを進めていきたいと考えております。

○５番（福永　啓君）　皆さんにお配りしていた資料があるんですが、こちらです。大まかに言いますと２枚あります。こちらが、大体40年ほど前、1975年の町内の中心部の地図です。そして今現在が、このような四角になっているのがありますから。今現在の地図がこのようになっています。御船町は、そもそも平坦部は、こんなもの、これがちょっとなものな

んですよ。99平方キロメートルありますが、非常に平坦部がそもそも狭いんです。そこは他県の方も、今回地震で協力支援していただいた他県の方もびっくりしていらっしゃいました。御覧になって、中心部の地図を見て、御船町の中心部の現状を見ていただければわかるのですが、西往還の道路からこっちですよね。辺田見山側。西往還道路から辺田見山側のほうに、すべて町の施設が収まったということです。これは最近コンパクトシティと言われますけど、こんな超コンパクトシティは見たことがありませんみたいなこともおっしゃっていました。

本当に、コンパクトシティを目指して御船町は都市計画をしていたわけではないんです。結果として、既に家を建てられていたところは、全部もう家が張り付いている。しかも、ずっと辺田見山のほうに、辺田見のほうに張り付けていってしまっている。これが現状です。やはり、このように、もう土地があまり少ないものですから、あるところにずっと張り付いていっていると。こういういろんな不都合が起こってくるのではないかなと思います。少なくとも、今この中で、例えば小坂とか今城地域、これのほうを、ちょっとこの地域の地図を御覧になっていただきたいんですが、これ、これが小坂、今城です。これは40年前と全く変わってない、周辺が。また、その上に、これは西側に対する、都市部に対する、幹線道路がある地域にもかかわらず、ここだけは全く変わってないんです、40年前から。

このように、本当はやはり都市開発をしていく上で、西側に対する門戸、さっきちょっとおっしゃっていましたね、南側、益城側です。443・445号、この２つに対する門戸、これはきちっと開いておかなければ、ある程度、一定の開発ができるようにしておかなければ、県が目指している構想、これは大いに町が目指している構想、これにやはりどうしても乖離してしまうような現状が出てくるのではないかなと思いますが、そのあたりは、御船インター及び高山インター、ここにずっとできれば、開発できるような、今回都市計画を見直していただければなと思うのですが、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君）　今議員の提示されている写真からも、非常に町中の様子が、用途地域、現在の都市計画的には掲げられているという現状であります。

国及び県の推進しているコンパクトシティ化ということが今言われておりますけど、言われているように、町の中心部以外の、御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジ周辺の活用も町の活性化のために必要と考えております。

それから、国道445号、それに中央線の開発が可能にすることも町の活性化の１つの手段になると思われます。平坦部の中でも、この広大な農地が広がる土地を守りながら、現行マスタープランに掲げてある自然と文化が交流する生活環境都市御船を継承し、緑と調和する自信のあるまちづくりを目指していきたいと考えております。

○５番（福永　啓君）　現状、小坂と今城若干断絶感があるんですね。周辺が全部囲まれてしまっていて。そこは続けていかなければならない。今回大型商業施設が入りまして、年間300万程度の集客が見込めるのではないかという話がありますが、実は既に、クレア、イオンモール熊本、あそこは700万から800万いらっしゃっているんです。それがたかだか６～７㎞先です。その方が今まで御船で何％の方がいらっしゃったんでしょうか。では300万のところが、それから３キロ手前ですよ。３キロぐらい近くなんですよ、クレアからすればですね。同じ近況で、そこに来たときに、このままでどれだけの方が御船町の中に入っていただけるのでしょうか。私はとても不安です。やはり、導線を確保していて、ここに来たらここに行こう、ここに来たらここに行こうという、そういう門戸をきちんと開くような開発、これをぜひお願いしたいと思います。強く思います。

続きまして、下水道に移らせていただきますが。ちょっと何回も下水道に、都市開発についてお聞きしましたので、その下水道について、具体的に、ではどのあたりを引いてどのあたりをどうするのかとか、どういう観点で見直すのか、そのあたりはもう１回説明いただけませんか。

○環境保全課長（緒方良成君）　お答えします。

下水道の全体計画の見直しの観点ですが、全体計画の見直しについては、都市計画の改定がなされば、同じ上位計画であります御船町下水道等整備基本構想の整合性を、それを図るでも、今後計画の見直しは必要ではないんです。また、企業誘致等による大規模な開発行為の計画がある場合には、その都度計画の見直しを行っていきます。

○５番（福永　啓君）　下水道の計画、これは私が一番心配しますのは、計画を立ててしまうと、どうしてもそれに沿って、それをやり通すことが、町の義務みたいになってしまっちゃうんじゃないかなというところが一番心配なんです。

下水道の全体計画の下水道自体は、これはあくまで手段ですね。計画を実行することは決して目的ではありません。あくまでも目的は、生活排水対策を通じて、環境資源を守ること、特に町民の生活環境を向上させること、これが目的であります。

ですから、今構想を持っていると。今日の午前中の議論にもございました。高木地区に下水道を通しましょうと。あそこは住宅が密集しているところ、ここには通したら価値があると思いますけれども、しかしずっと高木だったら全部通してしまうか。そういうものではなくて、そこの地区地区に合ったものをすると。そして、合わなくなってきたら、柔軟に計画を変えると。課長からありましたよね、３つぐらい。あと、中山間部では面白いことをやっていらっしゃったところがある。下水道を引いてしまって、１カ所に肥だめみたいな、ちょっと近代的な肥だめを造るんですよ。そして、そこに肥だめを造って、定期的にバキュームカーで取って、そして処理場に持っていてするという。小さい下水処理施設を、そういうところを造っていらっしゃるところもあると思います。いろんなものがあります。ですから、こういうものを、ベストミックスこれを図っていただいて、従来の計画にとらわれず進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君）　お答えします。

本町は、将来にわたって、便利で快適な住みよい町づくりを進めております。河川等の水質悪化は注意されていますが、それを解消するために地域補助に進めていく上で下水処理計画が重要であります。

御船町下水道等整備基本構想ではおおむね都市計画区域において、公共下水道の整備と個人設置型の合併浄化槽、山間地においては、個人設置型の合併浄化槽とした処理区域計画を策定しています。広い選択肢がありますので、地域集落の形態や地形を考慮して、農業集落排水や市町村型の合併浄化槽、コミュニティプランと、そういった施設がありますので、それについては、今後の下水処理構想の中で、経済企画等を行い、計画等を見直して検討していきたいと思っています。

○５番（福永　啓君）　下水道計画内地域は、既に自分のお金で浄化槽を造ってしまっているということで、そこに新たに下水道を引かれても、またそれを壊してするかと。それは大変だねということがあるので、一方は下水道が欲しい。一方はそれでも私は付けませんという方が出てくる。それは、ちょっと今午前中も議論がありましたが、負のサイクルに陥りつつあるんですね。では、欲しいという方、ではその次にしましょう、いや私は要らない、半々ぐらいだったと思いますね。ですから、本当にこういうことが、何かこれはここにするという１つの計画ではなくて、幾つも手法があるんです。下水道計画、地域の中でも市町村型の合併浄化槽、いろんな方法があると思います。ぜひ、今課長がおっしゃった

ように、幅広い選択肢の中から、御船町に有利な方法を探していただきたいと思います。

つづいて、公共交通機関に質問をいたします。公共交通機関ですが、これは利用者はどうなっているのでしょうか。伸びているんですか、横ばいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

まず、公共交通ですが、地方バス、コミュニティバスがあります。この過去５年間の利用者の推移なんですけれど、平成25年度が約110万人の利用者に対しまして、平成29年度、これが９万7,000人となっております。５年間で約13万5,000人の減ということになっております。平成28年度は熊本地震の影響もありまして、約９万人とここがごろっと落ち込んでおりますけれど、年度を追うごとに減少傾向にあることは間違いありません。

○５番（福永　啓君）　路線バスです。これが運用に町が赤字補填型と補助金を支払っております。そもそも赤字補填型をしたときに、これはいつから始めたのでしょうか。そしてまた、当初は、始めたときから幾らぐらい払いよったんですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

議員の言われる赤字補填ということですが、これは昭和60年頃行っておりました。当時の金額としましては、約400万円程度ということになっております。直近では、平成29年度、これは・・組み替えなんですけど、大体3,426万円程度ということになっております。

○５番（福永　啓君）　先ほど見せた地図と、それよりも後からと、1975年ですか、1977～1978年ですかね、その頃初めて赤字負担がスタートして、当時が400万円、そして今は3,400万円です。3,000万円ほど増えていると。これは路線バス運用に赤字補填を繰り返す中で、赤字をその路線バス会社が、赤字を減らすためにバス路線を縮小すると。するとさらに利用者が減ると。そういう、さっきも言ったように、負のスパイラルに陥る、そして御船町の公共交通機関、それは大掛かりな３つぐらい問題があると思うんです。

まず、市内と御船町を結ぶ基幹交通です。それと御船町の町内、こういう小坂とか、高木とか木倉とか、あのあたりと中心を結ぶ話です。それと、中山間地との話があります。このようないろんな問題がたくさんあるわけです。これは、御船町独自の問題ではありません、御存じのとおり。同じような問題を全国の市町村でいろんなところが抱えていらっしゃいます。さっきちょっとおっしゃいましたが、デマンドカーのタクシーとか、いろんなことも考えていらっしゃるみたいなんですが、それに、具体的なお話をお聞きしたいんですけど、今後、いつも議会等で言っていましたよね。まず、御船町にはハブがないと。

丸山商店前です。あそこが唯一今３つの交通会社が乗り入れているハブなんです。御船町はどこがハブなんですか。それを含めて、公共交通の整備、中間地などで、どのように具体的に上がっているか、お聞かせください。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

今議員がおっしゃったとおり、丸山商店前です。ここが、今の交通会社が交わるところということになっております。ただ、町長の答弁にもありましたように、まずは交通弱者の救済の観点から、公共交通網の整備を行っていく必要があると考えております。そのためにも、やはり的確にニーズを張った上で、あとは町の財政負担を考慮しながら進めていく必要があると、そのように考えております。

○５番（福永　啓君）　これは、本当に復旧・復興及び都市計画を作る上で、これは決して見逃せない核となると思います。早期に図っていただきたい。

その中に、１つ忘れてはいけない観点があると思うんです。１点、地方における公共交通機関を考えたときに、実は大きな副因となるかもしれない問題、技術があります。これは自動運転バスです。これはそんな笑いごとでもない、ＳＦの世界でもないんですよ。常に日本を含む世界各地でこの実証実験が行われています。日本政府はどうしているかといったら、2020年です。オリンピックの年、もう東京とかは熊本地震を忘れてオリンピックムードなんです。オリンピックの年までには、レベル４等、自動運転タクシーを運転しようということになっているんです。ところが、自動運転タクシーって難しいんです、どこに行くか決まっていませんから。それよりも、同じところをぐるぐる回る自動運転バス、これがもっと早く登場すると思われています。実際に、もう実証実験は九州においても行われておりますし、ソフトバンクドライブ協会ですね、ＤＮＡ系とかそういう、全くバス会社ではないところが実証実験を行われています。また、その会社は北九州市ですとか、鳥取県八頭町、田舎ですよね、大変失礼なんですが。それと長野県の白馬村、浜松市などの４市町村と自動運転関連技術の連携提携を、これは締結しているんです。そして、平成30年、今年秋頃から路線運転バスの実証実験を順次実施していこう。実証実験です。だからこれは、実際に実用化するのは５年後かもしれません。それでもそれはメチャクチャ先の話ではないんです。

実は、熊本でも、昨年秋に芦北町、ここでゴルフカートで自動運転バス、これを実証実験しています。これによって、一番最大な利益を受けるのは、こういう御船町みたいなと

ころなんです。中山間部ですとか、・・交通弱者の方、お年寄りの方、これがそれぞれ見本みたいな、御船町は町ですので、これに関して実証実験、それ等に積極的に情報収集の参加をできるのだったらしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

今議員が言われた自動運転による公共交通網の整備です、これはすみません、私は知りませんでした、初めて今聞きましたけれども、今後、言われたとおり、積極的に情報収集に努めてまいりたいと思います。また企業とか団体、そういうお話があれば伺いたいと思っております。

○５番（福永　啓君）　これは、やはり自治体同士の連携が必要になってくるかと思います。また、今の段階でしたら、それほど町負担なくても、逆にそういうところを、したいところを企業は探しているかもしれません。ぜひ、これはメッセージとか何とかではありません。実際にもしこれが可能になる場合、非常にさっき言った中山間部の限界集落への交通手段等になり、大きな副因となるような技術だと思います。そういうことも考えて、実現性を含めて、公共交通網の抜本的改革を進めていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君）　福永議員のお話よくわかったつもりでいます。私も大事なところは、このハブ化というところ、これは確かに大事だなと思います。熊本県はクレアをハブ化したいということで、熊本市からクレアまでバスを持ってくると。クレアから先を町でお願いしますという話に今後なっていくと思います。

では、御船町に移ったらどうなるか。御船町のどこに路線バスが着くのか。そこから恐らく発散です。七滝地区にもし行こうとすれば、恐らく甲斐商店あたりがハブとなって、それから先を私たちは町が担わなくてはいけなくなってくると思います。そこにデマンドタクシーとか自家用車とタクシーが行き交うと。そういった方法ができてくると。こういったハブ化を各地区、もう田代地区は歌野商店付近です。ああいったところも、町として今後考えていかなければいけないんじゃないかと思っています。

それと、ＡＩ問題が出てきました。自動運転の話。一昨年から国交省とはお話はさせていただいております。しかしながら、１つだけ、あのとき言われたのは、最近は、今福永議員のお話の中でわかりましたけど、あの当時交渉したときに、あと13年かかりますということでした。なぜかというと、道路交通法、この問題が一番大きい壁になっているとい

うことです。ですから、その当時私御船のほうで、どうしてもＡＩ、乗合バスを作りたいと言ったときに、まずは専用道を造ってください。自転車専用道路とか、１車線が全部その専用道路だったら考えましょうということが２年前のお話です。これがこの２年間にＡＩの技術が発展して、今議員が言われたように、たった２年で自動運転化というのがある程度先が見えてきたということです。

技術の発展というのは、本当に早いもので、今言われたように、実験等も始まっています。その中において、的確な、御船に適切なものを考えてまいりたいと思います。しかしながら、一番の問題は安全性です。それと地域の方々とのコミュニケーションの中において、この交通網をどうするかということで、交通の整備とともに地域の問題、そういったものも含まれてくると思いまして、両面から考えてよりよい今後すぐそこに、2025年は構えていますので、そこに向けて考えてまいりたいと思います。

○５番（福永　啓君）　やっぱり、実はこれは法律の整備が追いついていないんです。ではどこがどうなっているか、簡単です、特区なんです。この規制に関する法律を特区ですり抜けたところに、実証実験ができている。だから、それができるのは自治体だけなんですよね。だから、こういうことをやろうという自治体に、こういう大きな事業はついていくと。法律の制定は作った後になってまいりますので、ぜひ町でもきちんとアンテナを張りめぐらせて、今の情報を、日進月歩ですから別ですね。ＡＩを含めた自動運転バスを含めた公共交通機関、これは検討課題ということで、十分に入れていただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（田端幸治君）　これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午後２時５８分　散　会